私立大学における個人情報保護 : 東邦学園大学・ 短期大学の取り組み(2)

著者	成澤 寛
雑誌名	東邦学誌
巻	35
号	2
ページ	85-106
発行年	2006-12-15
URL	http://id.nii.ac.jp/1532/00000118/

私立大学における個人情報保護 --東邦学園大学・短期大学の取り組み--(2)

成 澤 寛

目 次

- I. 個人情報保護法の概要
 - 1. 個人情報保護法制定の背景
 - 2. 個人情報保護法の内容
- Ⅱ. 私立大学と個人情報の保護
 - 1. 個人情報漏洩事故と事業者の責任
 - 2. 大学における個人情報保護の状況
 - 3. 個人情報の保護からみた大学の特性 (以上、35 巻1号)
- Ⅲ. 東邦学園大学・短期大学における取り組み
 - 1. 東邦学園大学・短期大学の沿革
 - 2. 東邦学園大学・短期大学の組織
 - 3. 東邦学園大学・東邦学園短期大学個人情報保護規 程の策定
- Ⅳ. 本学個人情報保護規程の内容
 - 1. 本学個人情報保護規程の構成と特徴
 - (1) 本学個人情報保護規程の構成
 - (2) 本学個人情報保護規程の特色
 - 2. 本学個人情報保護規程のポイント
 - (1) 目的
 - (2) 対象範囲
 - (3) 組織的・人的安全管理体制の基本的枠組み
 - (4) 個人情報の取得
 - (5) 個人データの取扱い(以上、本号)
 - (6) 目的外利用
 - (7) 外部委委託・第三者提供
 - (8) 情報システムにおける安全管理
 - (9) 本人の関与
 - (10) 苦情処理等

おわりに

Ⅲ. 東邦学園大学・東邦学園短期大学に おける取り組み

1. 東邦学園大学・短期大学の沿革

本学での個人情報の取り組みとその意義について理解してもらうためには、まず本学における個人情報保護がどのような組織を対象としたものであるのかを説明しておく必要があろう。そこで、以下では本学の沿革と組織について、ごく簡単に説明をしておきたい」。

東邦学園大学及び東邦学園短期大学は、愛知 県名古屋市名東区にある学校法人東邦学園に属 する私立の大学・短期大学である。東邦学園は、 1923年(大正12年)に、中部の産業近代化に 寄与した実業家である下出民義によって、「真 に信頼される人材の育成」という人格教育の方 針のもとに「東邦商業学校」として創設され、 以来83年の歴史を重ねてきた。東邦商業学校は、 設立当初は中京法律学校(名古屋市中区)の校 舎を仮校舎として開校したが、翌年には赤萩 (現東区葵町三丁目) に新校舎が落成し、以後 1971年まで48年間にわたって同地で学園の基 盤を形成した。第二次世界大戦中は、一時東邦 商業学校の募集を停止したこともあったが、戦 後いち早く、1946年には東邦中学校(旧制) として再出発し、1948年の新学制の発足によ り東邦高等学校と東邦中学校を設立し、以後順 調に発展していった。

1965年には、40周年記念事業として、高等 学校に加え、現在の地に経営・情報教育を柱と する「東邦学園短期大学」を創設した。1971 年、発展期にあった東邦高等学校は生徒数の急 増や市街地発展の悪影響への抜本的対策とし て、短期大学の隣接地に移転することとなり、 学園の体系が再編成されるとともに、現在の地 に短期大学と高等学校のキャンパスが統合され ることになった。短期大学には、当初商業科が 設置されていたが、その後名古屋東部地域の急 速な発展とともに規模を拡大し、1987年には 定員を増加するとともに、学科名称を商経科に 改め、さらに1992年には、経営情報科を増設 した。短期大学の学生数は最大時において 1000名を越えるまでに拡大し、開学から現在 までに1万数千名の卒業生を送り出している。

こうした学園の発展を基盤として、四年制大 学の設置構想がまとまり、21世紀の最初の年で もある2001年には、新たに「東邦学園大学」 を開学し、キャンパス内に短期大学と四年制大 学が併設される現在の状況になった。東邦学園 大学には、これまでの学園のビジネス系教育の 伝統を生かした経営学部地域ビジネス学科が設 置されたが、それに伴い、短期大学では学科の 再編成が行われ、新たに経営情報科としてスタ ートすることになった。こうして2001年に開 学した東邦学園大学は、2005年に第一期の卒 業生を送り出し、一応の完成年度を迎えた。さ らに、現在、大学では新学部設置の準備を行っ ており、2007年度には、新たに心体の健康と 福祉を学ぶ人間健康学科と子どもの保育と教育 を学ぶ子ども発達学科からなる人間学部が設置 される予定である。そして、新学部の設置に伴 い、学校名称を「愛知東邦大学」に変更し、短 期大学を廃止することがすでに決定している。

2. 東邦学園大学・短期大学の組織

現在の東邦学園大学・短期大学はいずれも単科の比較的小規模の大学・短期大学であり、大学には経営学部が、短期大学には経営情報科が置かれている。学生数は2006年5月1日現在で大学が802名、短期大学が168名、合計970名である。専任教育職員数は、大学で29名、短期大学で11名、合計40名であり、これらの専任教員と非常勤講師によって教育が行われている。したがって、大学と短期大学を合わせて、大規模ないし中規模の大学の1学部に相当する程度の規模であるといえよう。

本学の組織は教学部門と事務部門に大きく分けることができ、大学と短期大学では一応別個の組織を持っている。このうち教学部門では大学・短期大学のそれぞれに教授会が組織され、別個に学部・学科の運営に当たっているが、事務部門は学校の規模や効率的な事務処理の観点から統合され、実質的には一本化されており、28名の専任事務員及び派遣職員等によって運営されている。また、このほか大学、短期大学に共通の付属機関として、学内図書館、地域ビジネス研究所、情報システムセンター、進路支援センター、東邦学園名東コミュニティ・カレッジ(略称:TMCC)がある。TMCCは、地域貢献事業として社会人向け講座を実施する機関である。

また、本学の関連団体として、後援会、同窓会である「邦友会」、フレンズ・TOHOがある。後援会は主に学生の父母を会員とする組織で、多様な形で本学の学生活動や教育活動を支援している。邦友会はもともと短期大学の同窓会であったが、2005年に大学一期生が卒業したため、現在では大学の同窓会も兼ねた組織となっている。また、フレンズ・TOHOは、主に実業界で活躍する東邦学園の卒業生や関係事業者によって作られた組織であり、高等学校も含めた

学園における教育・研究活動の支援や就職活動 の支援事業などを行っている。

3. 東邦学園大学・東邦学園短期大学個人情報 保護規程の策定

本学では、以前からWebプライバシーポリシーの策定及び公表²⁾、個人情報保護のための暫定的ルールの策定、各部署での情報の洗い出しや個別的なルールの作成など、個人情報を適切に取り扱うための努力がされていたが、必ずしも十分な体制が確立していたわけではなかった。また、個人情報保護法の全面施行を受けて、これまでの取扱いと同法の整合性も問題となり、改めて学内における個人情報保護の問題に取り組む必要が生じてきた。

そのため、学内規程の策定をはじめとする本学における個人情報保護体制の整備が緊急の課題となり、2005年4月に「個人情報保護規程作成委員会」が設置され、以後同委員会において検討が重ねられた。同委員会では、具体的な組織を前にして、いかに個人情報の保護を図り、リスクを抑制するかについてさまざまな問題が指摘され、それらの問題群について、個人情報保護法や文部科学省のガイドラインを参照・解

釈し、どのように内部規程として具体化していくかについて検討を行う必要性が強く認識された。その後、同委員会は短期間に集中して討議を重ね、こうした検討の成果として、同年8月には大学、短大に共通するルールとして規程案を作成した。この規程案は大学・短大それぞれの教授会の承認を受けて同年9月21日「東邦学園大学・東邦学園短期大学個人情報保護規程(以下、本学規程という)」として施行されることになった。本学規程の施行を受けて、上記個人情報保護規程作成委員会は役目を終え、同年11月の教授会をもって廃止されたが、代わりに同規程に基づき学長の下に新たに「個人情報管理委員会」が設置され、同規程の運用を開始することとなった。

Ⅳ. 本学個人情報保護規程の内容

- 1. 本学個人情報保護規程の構成と特徴
- (1) 本学個人情報保護規程の構成

本学個人情報保護規程(以下、単に「本学規程」と呼ぶ)は、全51条で構成され、内容ごとに10章に分けて規定されている。各章の内容は表3の通りである。

表3 本学規程における各章の内容

- 第1章 総則 (第1条~第3条)
- 第2章 個人情報の安全管理に関する体制 (第4条~第7条)
- 第3章 個人情報の適正な利用 (第8条~第14条)
- 第4章 個人情報データベース等の利用と管理の方法 (第15条〜第20条)
- 第5章 目的外利用 (第21条~第22条)
- 第6章 個人情報の処理の委託及び第三者提供 (第23条~第31条)
- 第7章 情報システムにおける安全の確保 (第32条~第40条)
- 第8章 保有個人データの開示、訂正、利用停止の請求等 (第41条~第45条)
- 第9章 苦情処理及び問題への対応 (第46条~第47条)
- 第10章 雑則 (第48条~第51条)

(2) 本学個人情報保護規程の特色

以上のように構成された本学規程の特色は大 別して次の点にあるといえる。

①本学規程の対象

第一の特徴は、本学規程の対象範囲である。 法的には、個人情報取扱事業者として法律上の 義務を負うのは学校法人である東邦学園であ る。しかし、本学規程は、学園の一部である東 邦学園大学・短期大学及びその付属機関を対象 とするものとなっている。東邦学園に属する学 校には、高等学校である東邦高校も含まれるが、 本学規程は同高校における個人情報の取扱いを 対象としていない。これは、大学・短大におけ る教育活動と高等学校における教育活動とはそ の質や量が異なり、それぞれに特有の問題が生 ずると考えられるため、無理に共通のルールを 設けるよりも、それぞれの特性に配慮した規程 を策定すべきであると考えられたためである。

一方、保護の対象の面からみると、本学規程 は、大学・短期大学に関わりのある全ての人を 対象としており、学生(および保証人)と教職 員を特に区別していない。これは、本学の規模 からみて取扱いを変えて運用することは煩雑で あり、困難であるという実際的な理由があると ともに、学生の個人情報と教職員の個人情報の セキュリティのレベルも同程度のものが要求さ れるという考え方を示すものでもある。情報漏 洩時のリスクの面から考えると情報の質として は教職員に関する情報の方が不利益をもたらす 危険性が高いといえるが、私立学校も公益的側 面を有する教育機関であることからすれば、学 生・保証人等の個人情報の保護を最優先の問題 と考えるべきであろう。そうすると、学生に関 する個人情報は、その内容のいかんにかかわら ず、教職員の個人情報と同等以上のもととして 保護することが必要であり、セキュリティのレ ベルにおいて両者を区別する理由はない。こう

した実際的・理念的理由から、本学規程は本学 に関わる全ての人を対象とするものとなってい る。

②個人情報保護法の取り込み

当然のことながら、個人情報保護法制の基礎となるのは個人情報保護法を中心とした諸法令である。本学規程は、それらの法令を具体化するものであるから、本来であれば、法令に規定されている部分については、同一内容であれば、ことさら規程に盛り込む必要はなく、「法令に従って個人情報を取り扱わなければならない」とすることで足りるといえる。しかし、後にみるように、本学規程では法令と同趣旨の規定もあえて取り込んでおり、用語もできる限り個人情報保護法と同一の用語を使用している。

本学規程がこのような方針を採っているの は、単に「法令に従って」とするだけでは、必 要に応じて各教職員が法律や施行令の条文に当 たらなければならなくなるし、また、異なる用 語を使うと法令と本学規程の対応関係や整合性 が分かりにくくなるからである。そもそも個人 情報の保護体制を構築する際には、単に事業者 側が規程や制度を用意すれば足りるものではな く、そうして作成されたコンプライアンス・プ ログラムをいかに個々の従業員にまで浸透させ るかということが重要とされている [1、 p.235]。そうすると、組織内部において個人情 報に関するルールを具体化する場合には、ルー ルへのアクセスが容易であり、できるだけわか り易いものであって、かつ、個々の場面で疑問 が生ずる可能性が低いものであることが要請さ れるといえよう3)。以上のような検討を踏まえ、 本学規程では法令と重複する部分についてもあ えて規定することとし、個人情報保護法とでき る限り同一の文言を用いるように配慮した。

③個人情報の保護とプライバシー・センシティ ブ情報保護の区別

個人情報保護法の国会審議の過程では、条文 に「プライバシー権」又は「自己情報コントロ ール権」を盛り込むべきではないかとの議論が なされたが、これらの権利は、その概念の内容、 憲法上の根拠についてさまざまな見解があり、 その内容や法律上の効果がいまだ明確ではない 等の理由から、条文中にこれらの用語を使用し ないこととされた [5、p.16]。また、多くの 地方公共団体の個人情報保護条例や個人情報保 護法成立前に作成されたガイドラインなどで は、いわゆる「センシティブ情報」の収集禁止 などが定められているが、個人情報保護法では、 こうしたセンシティブ情報という概念も用いら れていない。これは、センシティブ情報を類型 的に定義することが困難であり、センシティブ 情報であっても取り扱う必要がある場合がある こと等が理由であるとされている [9、p.85] [2, p.55].

前項で述べたように、組織内部におけるルー ルの具体化においては、それができるだけわか り易く、疑問が生ずる可能性ができるだけ低い ものであることが必要である。また、大学・短 大を含めた教育機関では、学生が直面するさま ざまな機微にわたる問題について、学校が援助 することが求められる場合もあると考えられ る。こうした点を考えると、内部規程を作成す る場合には、プライバシーに関わる情報やセン シティブ情報の取得を一律に禁止することは妥 当ではない。したがって、本学規程においては、 個人情報の保護とプライバシーの保護・センシ ティブ情報の取得の問題は一応区別すべきであ るとする立場をとり、これらの用語は原則とし て使わないこととした。もっとも、個人情報保 護法において、個人情報を適正に取り扱うこと によって保護される個人の権利利益とプライバ シーの権利が密接に関連していることや、同法において自己情報コントロールの仕組みが実質的に導入されていること [2、pp.44-45] からすれば、基本的な方向においてこれらの権利や利益に対する十分な配慮が必要であることは明らかであり、本学規程がこうした用語を原則として4)避けていることは、それらに対する配慮の必要性を否定するものではない。

④個人情報保護法の厳格化と柔軟化

先に述べたように、本学規程は個人情報保護 法の必要な部分を取り込む形で構成されている が、それを取り込む際には、できる限り大学・ 短大に特有の問題や本学の実情を念頭に置き、 各条文の内容や配置に検討を加え、必要な修 正・工夫を加えている。

なぜなら、個人情報保護法は第4章において 民間事業者の各種の義務を定めているが、その 義務の遵守方法や手続の具体的あり方について は指示していない。したがって、当然のことな がら、これを内部規程化するためには、まず具 体的な安全管理体制を明確にするとともに、各 種の手続に関する規定を付加することが必要と なる。また、学生の取扱いや父母との関係など 大学の特性に由来する個別問題についても判断 基準を明確にすることが必要となる。

こうしたことから各大学では法に明示されていない具体的なルールを作っていく必要が生じるが、その際考えなければならないのは、大学という機関の性格と業務に決定的な支障を及ぼさない範囲でどこまで個人情報の保護を図れるかという点である。つまり、大学における個人情報の保護においては、社会的な使命をもつ機関としてできるだけ個人情報の保護を図っていくべきであるという厳格化の要請と、現実的な観点から、特に人的安全管理50を中心とした対応を図る必要があるという柔軟化の要請が併存

しているといえる。

本学規程では、こうしたことを踏まえて、多くの部分で「個人データ」ではなく「個人情報」のレベルでの保護を要求し、個人情報の取扱いについては原則として本人の同意を要するものとして本人の任意性・自律性を重視するなど、個人情報保護法よりも厳格なルールを採用することを基本方針としている。しかしその一方で、特に教育活動については人的安全管理を重視して、そうした厳格なルールの適用対象外とすることによって柔軟な対応を図っている。

⑤規程→細則→マニュアルの重層構造

本学規程は、以上のような特徴をもつものであるが、これをまとめると、ルールへのアクセスの容易性及び明確性の追求、個人情報保護と教学支援活動の調和、実情を見据えた現実路線という点に特徴があるといえる。こうした特徴を生かすために、本学規程は必要な部分については詳細な規定を置く一方で、具体的な取扱いの指示は、さらに下位の細則やマニュアルによって行うことを当初から予定している。

これは、大学・短大は一つの組織ではあるが、 その内部にはさまざまな部門、部署があり、各部門、部署において取り扱うべき個人情報の質や量が異なること、また各部署において特有の事務慣行が形成されていることや人員の制限もあることなどから、必ずしも一律の規律が適当ではない場合がありうるからである。そのため、本学規程は、重要と考えられる部分については詳細な規定を置き、各部署、部門に共通する原則や手続を定める一方で、各部署の特性は、細則やマニュアルの作成によって対応することにより、個人情報の取扱い方法を変更する必要が生じた場合に、逐一規程改正の手続を経ることなく、マニュアルの変更によって機動的に対応 することができるというメリットもある。

2. 本学個人情報保護規程のポイント

(1) 目的

本学規程第1章「総則」には、この規程の目的、用語の定義、適用範囲に関する条文が置かれている(規程第1条から第3条――以下では、本文中で使う場合を除き、本学規程の条項については「規程第〇〇条」の様に引用し、個人情報保護法および同法施行令、独立行政法人等個人情報保護法の条文についてはそれぞれ「法第〇〇条」「令第〇〇条」「独行第〇〇条」の様に引用する)。

本学規程は、本学の保有する個人情報の適切 な利用と安全管理のために必要な事項を定める ものであるが、その目的は「個人情報に関する 個人の権利利益を保護するとともに、本学の業 務及び学生に対する教学支援の適正かつ円滑な 運営を図ること」にある(規程第1条1項)。 個人情報保護法第1条では、同法の目的として 「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利 利益を保護すること」が挙げられており、同法 が個人情報の有用性と保護の適正な利益考量の 上に立っていることを明らかにしているが [9、 p.43]、本学規程は、同法の趣旨を生かし、さ らに教育機関としての具体化を図ったものであ る。すなわち、個人の権利利益の保護を第一と しながらも、できる限り本学の業務の円滑な運 営とのバランスを考慮すべきものとしている。 さらに、教育機関において、個人情報を有効に 活用することは、最終的には学生に対する教学 支援の充実を目的とするものであるから、この ことを明確にするため、「本学の業務の適正か つ円滑な運営」に加え「学生に対する教学支援」 も重要な考慮要素であることを明らかにした。

また、この目的規定では、「プライバシー」 という文言は使用されていない。先に述べたよ うに、本学規程は明確性を優先し、一応、個人情報の保護とプライバシーの保護を分けるとの立場を取ることにしており、目的規定に「プライバシー」の語が用いられていないのは、このような立場を示すものである。

(2) 対象範囲

本学規程の対象範囲は、本学規程の用語の定義を定める第2条と適用対象を定める第3条によって画されている。このうち、第2条2項以下では、情報それ自体の対象範囲という面から、「個人情報」、「個人情報データベース等」、「個人データ」、「保有個人データ」が定義されているが、先に本学規程の特徴として述べたように、これらの定義については個人情報保護法上の定義をほぼそのまま用いており、特に説明を要しない。また、第3条では組織上の対象範囲として、本学規程が、東邦学園大学・東邦学園短期大学の保有する個人情報に適用されることを明らかにしているが、その趣旨についても本学規程の特徴のところで述べた通りである。

対象範囲において本学規程に独自性が認めら れるのは、その人的範囲の定め方である。本学 規程第2条1項では、「学生等」、「教職員」、 「保証人」、「本人」、「第三者」といった本学規 程の対象者が定義されている。本学規程におい て、まず「学生等」とは①本学において教育を 受けている者、②本学において教育を受けよう とする者、③過去に本学において教育を受けた 者及び受けようとした者が含まれる。この定義 は、文部科学省の教育分野におけるガイドライ ン(以下、単に「ガイドライン」と呼ぶ)にお いて「生徒等」として定義されたところに従っ たものであり、同ガイドラインの解説によれば、 ①には、学生、科目履修生や聴講生、公開講座 へ参加している者などが含まれ、②には、学校 説明会への参加者、入学試験や公開講座等に申 し込みをしている者、合格者、入学ガイダンスへの参加者などが、③には、卒業生、他校へ転出した者、中退者、過去に科目履修生であった者、不合格者や入学辞退者などが含まれるとされており [14、p.7]、本学規程もこれに従うものである。

次に「保証人」とは、以上の学生等の「親権者、その他学生等の教育に関し責任を有する者」である。本学では慣例的に、学生の親権者、すなわち法定代理人を「保証人」と呼んでおり、その方が一般の教職員には理解されやすいため、ここでもその用例に倣った。したがって、ここでいう「保証人」は法律用語でいう保証人とは異っており、原則として親権者を指す用語として理解される。ただ、実際には、学生が成年に達した場合も父母が保証人であるとの認識されているようであり、また留学生の場合には身元保証人を「保証人」と呼んでいるようである。そのため、定義上は親権者だけに限定せず、「その他学生等の教育に関し責任を有する者」も含めることにした80。

第三に、「教職員」とは、「本学に勤務する専 任の教員及び非常勤講師ならびに職員(役員を 含む)のほか、本学の業務に直接にかかわりの ある者」をいう。この「教職員」は、基本的に 個人情報保護法における「従業者」の概念に対 応するものであるが、同時に個人情報保護の客 体でもある。大学・短大においては、学問の自 由・研究の自由を享受していることもあり、教 員の中には、独立して職務を遂行しているよう に考えている者もいるといわれるが、個人情報 保護法では、教員は個人情報取扱事業者である 学校の「従業者」である [12、p.7]。したが って、定義上、教員を職員と特に区別する必要 はない。また、職員とは、役員を含むほか、派 遣職員・契約職員なども含むと解すべきであ る。問題は、非常勤講師が「従業者」に当たる

かどうか、システム管理等のために他社から派遣され常駐している者が「従業者」といえるかどうかであるが、これらの者が本学規程の対象外であるとすると、安全管理上のリスクが生じる。さらに、これらの者は一般的に従業者とはいえないかもしれないが、いずれにせよ本学園との契約関係により本学の業務に携わっているのであるから、契約関係を通じ本学規程に服することを承諾していると見ることができよう。したがって、「本学の業務に直接のかかわりのある者」とは、本学の業務に携わっており、本学規程の効力を及ぼすことが適当である者を指している。

第四に、「本人」とは、上に述べた学生等、 保証人、教職員を保護の客体として見た場合の 呼び方であり、「本学が保有する個人情報によ って特定される当該の個人」と定義される。こ れは個人情報保護法と同様の用法であるタン。こ れに対し、「第三者」は、個人情報保護法及び ガイドラインに定義はないが、いかなる者が第 三者に当たるのかを明確にし、特に注意を促す ために定義を設けた。本学規程において「第三 者」とは、「本学及び本学において特定の個人 情報を取り扱う権限を認められた教職員ならび に本人以外の者」をいう。すなわち、本学と本 人との関係において外部の者をいい、具体的な 個人情報の取扱いにおいて、当該情報について 本人である者以外は、たとえ教職員や学生等、 保証人等であっても、第三者として扱われると いう趣旨を明確にしたものである100。

(3) 組織的・人的安全管理体制の基本的枠組み

個人情報に関する法律上の義務を果たし、事故のリスクを抑制するためには、どのような組織においてもまず内部の責任体制を確立し、組織的安全管理体制を構築することが必要となる。また、それとともに従業員に対する監督や

教育研修などを通じて人的安全管理手段も講じる必要がある。このことは、個人情報保護法第7条1項に基づいて政府が定めた「個人情報の保護に関する基本方針」(以下、単に「方針」とよぶ。)においても指摘されているところである(方針6(1)参照)。そこで、本学規程は、第2章「個人情報の安全管理に関する体制」において、本学個人情報の取扱いに関する組織的安全管理体制および人的安全管理体制の基本的枠組みを定めている(規程第4条~第7条)。

ここでの問題は、具体的にどのような組織を置くべきかということである。この点に関して、個人情報保護法は組織的安全管理についても、人的安全管理についても具体的な方法を指示していない(法第20条、第21条参照)。これに対し、ガイドラインは、これをやや具体化させ、次の表4のような内容を明らかにしている。

もとより、個人情報の安全管理のための組織は、規模や既存の組織のあり方など各大学の事情を反映してさまざまなものがあり得ようが、本学規程はガイドラインの趣旨を取り入れるとともに、本学の事情を勘案して、次のような組織を置くことにした。

第一に、大学長・短大長の下に全学的機関として個人情報管理委員会を置くことにした。これはガイドライン(四)の「個人データ管理責任者」に対応するための機関であり、委員長1名のほか数名の委員から構成され、本学における個人情報の適正な利用及び安全管理に関する事務を行うほか、学長に対する報告、教職員及び学生に対する教育研修等を行うこととされている(規程第4条)。責任者を個人ではなく、委員会構成としたのは、大学が扱う個人データは膨大であり、その全ての管理について個人が責任を負うことは難しいこと、また、本学の組織は大きく教学部門と事務部門に分けられる

表4 個人情報の安全管理措置および従業者の監督に関する文部科学省の指針

- 三 法第二十条に関する安全管理措置及び法二十一条に規定する従業者の監督に関する事項 事業者は、生徒等に関する個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めるものとすること。
 - (一)生徒等に関する個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。
 - (二)生徒等に関する個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。
 - (三)生徒等に関する個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。その業務に係る職を退いた後も同様とすること。
 - (四)生徒等に関する個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理責任者を選任すること。
 - (五)生徒等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

が、職制との関係から両部門に精通し、いずれに対しても具体的で明確な指示を行うことができる個人を特定することが困難であることに配慮したためである¹¹⁾。

第二に、個人情報管理委員会は、本学におけ る個人情報の安全管理に責任を有するものであ るが、日常的な事務処理の監督について、きめ 細かな指示をするためには不向きである。そこ で本学の各部署に「部署管理責任者」を置くこ とにし、各部署の長をもってその任に充てるこ とにした (規程第5条)。ここで「部署」とい うのは、事務部門の各部署だけでなく、学部、 学科、図書館、研究所など、教務部門の各組織 も含むものである。部署管理責任者は、後にみ るように各部署において教職員に対する監督、 教育研修を行うほか、個人情報の記録媒体、利 用方法、保管方法等の点検を行わなければなら ないが、その必要に応じて、個人情報保護に関 する事務を補佐するための「個人情報管理担当 者」を選任することができる。

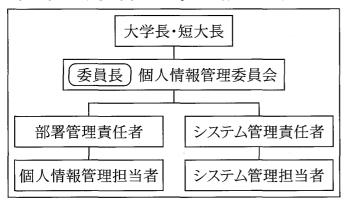
第三に、学内情報システムについては、個人情報管理における重要性や専門知識の必要性に 鑑み、個人情報管理委員会や部署管理責任者と は別個の特別の責任者として、「システム管理 責任者」を置くこととした(規程第6条)。シ ステム管理責任者は、個人情報管理委員会の指 揮・監督の下、本学規程第7章に定める情報シ ステムにおける個人情報の保護について必要な 措置を講じなければならないこととされてい る。また、システム管理責任者についても、そ の必要性に応じて、情報システムの管理に関す る事務を補佐するための「システム管理担当者」 を選任することができる。以上が本学規程にお ける組織的安全管理体制の概要であるが、これ を図にすると図1のようになる。

さらに、本学規程では、このような組織的安全管理を前提とした人的安全管理についての総則的規定を置いている。これによれば、教職員は、個人情報保護法や本学規程等に従って個人情報を適正に取り扱わなければならず、個人情報管理委員会又は部署管理責任者の指示に従わなければならない(規程第7条1項)。また、教職員は、在職中はもちろん、退職後も職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らすことや不当な目的に利用することを禁止される(同条2項)。これらの規定はガイドラインの

(三) に対応するものである。

また、本学規程は教職員のみならず、学生も個人情報保護の重要性を認識し、本学に所属する個人の権利・利益を侵害しないよう努めなければならないとした(同条3項)。本学規程が、学生の責務も規定しているのは、先に述べたように近年大学で生じた漏洩事件では、学生の持ち出した個人情報が漏洩する事件も多く見られるためである。しかし、一方で「事業者」に属していない学生に対し、本学規程上の諸義務を課すことは困難であるため第3項については努力規定にとどめられている12。

図1 個人情報に関する本学の組織的安全管理体制



(4) 個人情報の取得

本学規程第3章の「個人情報の適正な利用」¹³⁾では、個人情報一般について、その取得・利用にあたりできる限り利用目的を特定すべきことを規定するとともに、特に個人情報の取得時において原則として本人の同意を得るべきことを定めている(規程第8条~第14条)。

先に述べたOECDガイドライン8原則では、個人情報の収集に関して、収集制限の原則、目的明確化の原則が掲げられており、個人情報の収集は適正かつ公正に行わなければならないこと、必要な場合には情報主体に通知または同意を得て行わなければならず、利用目的は事前に特定されなければならないことを内容としてい

る。これを受けて、個人情報保護法は、同法第 15条から第18条において、個人情報の取得に 関するルールを置いている。それらの規定によ れば、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得 した場合には、個人情報の利用目的をできる限 り特定し、あらかじめ公表している場合を除い て、速やかに本人に利用目的を通知するか、公 表しなければならず、特に契約書等の書面によ り本人から直接個人情報を取得する場合には、 あらかじめ本人に利用目的を明示しなければな らない。また、個人情報取扱事業者は、原則と して、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個 人情報を取り扱ってはならないし、利用目的を 変更する場合、変更前の利用目的と合理的関連 性を有する範囲を超えておこなってはならず、 利用目的を変更した場合には本人への通知又は 公表が必要となる。さらに、偽りその他の不正 の手段により個人情報を取得してはならない。

本学規程も、こうした法の趣旨を踏まえて、 ほぼ同様の原則に基づき個人情報の取得の際の ルールを定めている。しかし、先に述べた大学 の特殊性や実際の業務を想定して法の趣旨を具 体化し、法よりも厳格なルールを採用する一方 で、実情にあった規定を置くなどの工夫を加え ており、その点で個人情報保護法とは異なって いる。

第一に、本学規程では、利用目的のない個人情報や不正に取得された個人情報はできる限り速やかに消去又は廃棄しなければならないと定めている(規程第8条2項・第9条3項)。個人情報保護法第16条1項は「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」としており、この「取扱い」は、個人情報に関する一切の行為を含むとされている[9、p.122]。また、保有個人データについては目的外利用や不正取得などの義務違反があった場合には、本人からの利用停止や消去の請求

の対象となるとされている(法第27条)。これ らのことからすれば、利用目的のない個人情報 や不正に取得された個人情報は保有することが 許されず、速やかに廃棄する必要があるといえ よう14)。しかし、利用目的達成後の個人情報や 不正取得の個人情報につき事業者に積極的な廃 棄又は消去の義務があるかどうかについては争 いがある15)。本学規程ではこの点を明確にし、 そのような個人情報は自発的に消去又は廃棄し なければならないものと定めた。このような定 めを置いた理由は二つある。一つは、大学の特 殊性の一つとして述べたように、大学では大量 の個人情報が長期間保存される傾向にあるとい えるが、確たる利用目的のない個人情報や不正 取得された個人情報を保有することは法の趣旨 からみても許されないし、さらに流出のリスク を高めることにつながるからである。もう一つ は、このように定めることによって、教職員が 個人情報を取得する際にその個人情報が本当に 必要かどうか、不正に取得されたものではない かといった観点からチェックをする意識を持た せるということができると考たからである16)。

第二に、本学規程では個人情報の取得について原則として本人の同意を要するものとした上で、取得の際の選択肢をより細かく規定している。個人情報保護法は、目的外利用及び第三者提供の場面を除いては、個人情報取扱事業者に本人の同意を得ることを要求していない。したがって、法律上は本人の同意を得ずに個人情報を取得しても、その利用目的を通知又は公表されば、通常の取得方法である限り、不正取得とはならないと解されている[11、p.56]。しかし、個人情報保護法が、一定範囲で「自己情報コントロール権」を実現するものであるならば、の人情報の提供の段階で本人の同意を要求することが必要であろう170。自己の個人情報を提供しなければ、以後の取扱いの問題は一切生じない

からである。本学規程が、教職員が個人情報を 取得する場合には、できる限り本人から直接収 集するよう努めるものとしているのは(規程第 10条3項)、このような個人の選択の機会をで きる限り尊重しようという考えに基づいている 18)。また、本学規程は、教育活動のさまざまな 面において個人情報を取得する機会が多いこと を考慮して、個人情報の取得手続について、次 のような多様な選択肢を認めている19)。まず、書 面による直接取得の場合には、書面等であらか じめ利用目的を明示して、本人の同意を得る方 法だけが認められる。書面による取得以外の手 段で直接取得する場合には、あらかじめ利用目 的及び取扱方法を通知又は公表をしておく方法 と、取得後に口頭又は書面で利用目的等を明示 して、本人の同意を得る方法の二つが認められ る。さらに間接的に本人の個人情報を取得した場 合には、取得後速やかに利用目的を通知又は公 表しなければならない (規程第11条・第12条)20

第三に、保証人の同意の取得についてである。 すでに述べたように大学では、学生の中に成年 者と未成年者が混在することが当然の前提とな る。しかし、個人情報保護法では、開示の求め については未成年者の法定代理人が本人に代わ って行うことを認めているが(後述Ⅳ-2-(9) 参照)、「本人の同意」については法定代理人が 代わって行うことができるかどうかを明らかに していない。ガイドラインの解説では、「本人 が未成年又は成年被後見人である場合にあって は、その法定代理人(保護者等)も「本人」に 含まれます」[14、p.7] として、法定代理人を 本人と同視する扱いとした上で、本人の同意に ついては「法定代理人(保護者等)の同意により 取得した未成年である生徒等の個人情報につい て、事業者が当初の利用目的の範囲内で利用し ている場合には、生徒等が成年になった際に改 めて本人の同意を取る必要はありません」[14、

p.13] とし、成年に達した場合でも再度の確認・同意の取得を要しないこととしている²¹⁾。

確かに、小学校、中学校における生徒等につ いては、本人から有効な同意を得ることは困難 であり、現実問題として法定代理人(保護者等) の同意で代える必要があるといえるが、大学入 学程度の年齢になれば、個人情報の提供の意味 を理解し、同意をすることは可能であろう。ま た、個人情報保護法が、プライバシー権や自己 情報コントロール権と密接な関連性を有するも のであることとを考えると、未成年者とその法 定代理人(保護者等)を安易に同視することは 避けるべきであり、一定の年齢に達した未成年 については原則として別個の人格として扱うべ きであるといえよう220。しかし、大学等の教育 機関においてこの問題が深刻なのは、一方では 学生のプライバシーや自律性を尊重する必要も あるが、他方で親権者が子に対する教育権を持 っていることも考慮しなければならないことで ある。いずれにせよ、この問題については理論 的に未解明であり [2、p.159]、なお検討の余 地が残されているといわざるをえないが、本学 規程では以上の趣旨を踏まえて、保証人は基本 的には第三者に該当するとの立場を取り、本人 から同意を得ることとした上で、本人の同意に 加えて、未成年の保証人等の同意も得ることと している (規程第11条2項・第12条3項)。つ まり、未成年者の法定代理人等は「本人」でも 単なる「代理人」でもなく23)、教育権を持つ特 別の者(その意味で「保証人」である)として 同意の権限を持つとした240。さらに、本学規程 では、日常的に本人から取得する個人情報につ いてすべて法定代理人等の同意を要するとする ことは現実的ではないため25、具体的な教育活 動における個人情報の取得については法定代理 人の同意を要しないものとしているが、これも 以上のような把握をした結果である。

最後に、こうした厳格なルールを採用する一 方で、本学規程は教育活動上の個人情報取得の 円滑性に配慮し、その厳格さを緩和するための 規定を置いている。すなわち、教職員が具体的 な教育活動を行うために必要な範囲で個人情報 を収集する場合には、書面で直接取得する場合 を除き、部署管理責任者の許可を要しないとし、 また、同様に教職員が具体的な教育活動に利用 する場合には、本人が未成年であっても、本人 から対面で直接取得された情報に限っては法定 代理人の同意を得ずに取得することを認めてい る (規程第11条2項但書)。これらは、日常的 に学生との間でコミュニケーションが行われて おり、個人情報のやりとりが頻繁であるという 教育活動の特質に配慮したものであり、本学規 程の目的に述べられているように、個人情報の 保護と事務処理の円滑性・学生の教学支援との バランスを図ったものである。

(5) 個人データの取扱い

本学規程第4章「個人情報データベース等の利用と管理の方法」は、個人情報データベース等を対象とし、その作成から利用、廃棄までの過程における取扱いのルール及び安全管理のために必要なルールを規定している(規程第15条~第20条)。

大学では、学生や教職員などの個人情報はデータベースとして整理・記録され、コンピュータ処理されているのが通常である。この個人情報を含むデータベースは、一旦不適正な処理がなされると、個人情報の大量流出など、多くの関係者の権利利益に不利益をもたらす可能性が高い [9、p.51]。したがって、個人の権利利益保護の観点だけでなく、事業者の自主防衛の観点からも、個人情報データベース等の取扱いについては十分な安全管理措置をとる必要がある。このことはそもそも個人情報保護法が「個

人情報データベース等を事業の用に供している」民間事業者を規制対象としていることからも明らかであろう。

しかし、個人情報保護法は、個人情報データ ベース等に含まれる「個人データ」の取扱いに ついては、内容の正確性の確保(法第19条)、 安全管理措置(法第20条)、従業者の監督(法 第21条)などを規定しているものの、それらの 個人データの総体である「個人情報データベー ス等」それ自体の取扱いについては特に規定し ていない。もちろん、個人データの取扱いに関 する規制は、最終的には個人情報データベース 等の取扱いの在り方を決定するといえるが、厳 密にいえば、作成や利用・管理の方法および廃 棄方法などについては、個々の個人データを対 象とする場合とその集合体である個人情報デー タベース等を対象とする場合では、その安全管 理措置の方法・レベルなどにおいて異なってく る部分があると思われる。そこで、本学規程で は、個人情報保護法を基礎として個人データの 取扱方法を具体化するだけでなく、個人情報デ ータベース等について、その作成から、利用・ 管理を経て、最終的に廃棄に至るまでの一連の フローについて、それぞれの場面における具体 的な取扱方法を明らかにすることとした。その 具体的内容は次の通りである。

第一に、個人情報データベース等それ自体の利用・管理については、作成・利用・管理のそれぞれの場面に応じた規定を置いている。まず、作成の場面については、公表された利用目的の達成に必要な限りにおいて作成されるものとし、その作成及び複製については部署管理責任者の許可を要するものとした(規程第15条1項・2項)。ただし、教職員が具体的な教育活動等を行うために作成する場合には許可を要しない(同条3項)。これは個人情報の取得の場合に事務処理の円滑化等の要請から緩和が認め

られるのと同じ趣旨である260。また、部署管理 責任者は、担当部署がどのような個人情報デー タベース等を保有しているのかを随時調査しな ければならない(規程第18条2項)。次に、個 人情報データベース等の利用については、利用 権限の有無や範囲を明確にすること及び部署管 理責任者がその監督責任を有することを明らか にしている (規程第17条1項・2項)。また、 ある部署が作成した個人情報データベース等を 学内の他部署で利用することについては個人情 報保護法上も問題がないといえるが、本学規程 では、この場合についても作成部署の部署管理 責任者の許可を要するものとし、必要がなくな った場合には速やかに回収するものとして、作 成部署の管理責任を明確にしている(規程第17 条3項)。さらに、管理については、個々の部 署管理責任者の責任を明確化するとともに、個 人情報管理委員会が、本学が保有する個人情報 データベース等につき台帳を作成し、その取扱 状況を調査し、管理状況等を記録するものとし ている (規程第18条2項・第19条)。これは、 特に教員については「学校側で個々の教員がど のような個人データを取り扱っているのか把握 することが困難な場合があり、今後は「登録」 制度を設ける必要がある」という指摘がされて いるように [6、p.3]、個人情報保護法により 大学も個人データの安全管理に責任を負う以 上、管理の第一歩として何らかの登録制を設け て、個人情報データベース等の有無や管理状況 を把握する必要があると考えたからである。

第二に、そうした個人情報データベース等に含まれる個人データの取扱いについては、次のように個人情報保護法を具体化している。まず、教職員は、部署管理責任者の指示の下、個人データを定められた場所に保管し、その漏洩・紛失・滅失又は毀損の防止の措置を講じなければならず、その保有、移動、複製については部署

管理責任者の許可を要するものとした(規程第18条1項)。また、部署管理責任は、部署内の個人データの安全管理につき、必要な場合には教職員に指示をしなければならない(同条2項)。ただし、教職員等が具体的教育目的で作成した個人情報データベース等に含まれる個人データについては、作成した教職員等が責任をもって保管・管理を行い、安全管理措置を講じなければならない²⁷⁾。

第三に、個人情報データベース等と個人デー 夕両者に共通する規定として、その正確性の確 保 (規程第16条) との廃棄方法 (規程第20条) について定めている。このうち、正確性の確保 については、個人情報保護法第19条と同様の規 定であるが、廃棄については、個人情報保護法 やガイドラインには明確なルールが見あたらな い。しかし、個人情報データベース等あるいは 個人データの破棄・消去については、個人情報 流出のリスクが高い場面としてその方法等につ いて特に注意が必要であることが各種の解説書 で指摘されており「11、p.123]「1、p.291] [8、p.108]、特に個人情報を大量に扱う大学 の業務においては、個人データ又は個人情報デ ータベース等の廃棄の方法を定めておくことが 重要であると考えられる。廃棄に関するルール が明確でないと、不必要な個人情報が蓄積して いき、その適正な管理が不可能となるからであ る。また、教員個人所有の携帯電話やコンピュ ータにも個人情報は含まれているから、こうし た私有機器の使用を認めるのであれば、機種変 更や中古販売などの事態も想定して、廃棄のル ールを明確にしておく必要があろう。このよう な趣旨から、本学規程第20条は、個人データ又 は個人情報データベース等の廃棄について教職 員に対して確実な廃棄方法をとることを義務づ けている28)

(以下次号)

〈注〉

- 1)以下の記述は主に[3]を参考にした。
- 2) 本学Webページにて参照可。
 - http://www.nagoya-toho.ac.jp/privacypolicy.html
- 3) このことは法的にみれば、通常の法令は第一次的に は裁判規範たることを目的としているが、事業者に おける内部規程は第一次的に行為規範でなければな らないということを意味している。
- 4) 本学規程では一箇所だけ「プライバシー」という語を使用している規定があるが、それは特に注意を促す必要があると考えられた部分である。後述 IV-2-(6) 参照。
- 5) 個人情報の安全管理は、一般に組織的安全管理、人 的安全管理、物理的安全管理、技術的安全管理に分 けられる。組織的安全管理とは、安全管理について 従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対す る規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認 することであり、人的安全管理とは、従業者に対す る業務上秘密と指定された個人データの非開示契約 の締結や教育・訓練等を行うことをいう。また、物 理的安全管理とは、入退館(室)の管理、個人デー 夕の盗難の防止等の措置をいい、技術的安全管理と は、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへ のアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報シス テムの監視等、個人データに対する技術的な安全管 理措置をいうものとされる(個人情報の保護に関す る法律についての経済産業分野を対象とするガイド ライン(経済産業省) Ⅱ-2-(3)-2)参照)。
- 6) この点と関連して、前稿では「大学・短大などを含めた教育機関では、その性質上、「プライバシーマーク制度やISMSなどの」コンプライアンス・プログラムの直接的な活用は困難であると思われる」(東邦学誌第35巻1号p.125)と述べたが、前稿脱稿後、学校法人産業能率大学や学校法人下制学を含む学校法人でもプライバシーマークを取得しているところがあることに訂正しておきたい。ただし、これらの学校法人におけるプライバシーマークの取得には並々ならぬ努力があったものと推測され、今後プライバシーマークを取得する大学が格段に増加していくという状況にはないように思われる。
- 7) この方式は、個人情報保護法により官民を通じた 基本理念を明らかにする(オムニバス方式)とと もに、同法において民間事業者の一般的義務を規 定するほか、国については行政機関・独立行政法 人等個人情報保護法を別個に制定(セグメント方 式)した上で、個別分野については個別立法又は

- ガイドラインで対応する(セクトラル方式)という、三つの方式をブレンドする立法方法をとった個人情報保護法制の在り方([13、p.86] は「ブレンド立法方式」と呼ぶ)に倣ったものである。
- 8) しかし、保証人に法定代理人以外の者が含まれるとすると、それらの者がいかなる権限で本人の個人情報の取扱い(本人に代わる同意又は開示請求等)に関与しうるのかが問題となる。この点については後述N-2-(4)及び(9)参照。
- 9)後に見るように特に四年制大学においては、「本人」 が誰を指すのかについても問題がある。後述Ⅳ-2-(4)参照。
- 10) ただし、この定義には、個人データの取扱いの委託先及び共同利用の相手方等を除外しておらず、不明確な部分がある。個人情報保護法第23条4項は、これらの場合については「第三者に該当しないものとする」と規定しているから、正確を期するならば、定義においてもこれらの者は第三者から除外されなければならない。ただ、本学規程作成時には、個人データ取扱いの委託や共同利用は、本学自体が利用する場合の延長として理解されており、同項の趣旨をそのように説明するものもある[9、p.153]。したがって、第三者の定義に含まれる「本学」に個人データ取扱いの委託の場合や共同利用の場合も含まれると解すれば、定義上全く誤っているとはいえない。
- 11) もちろん、両部門を統括する者として学長・短大 長が考えられるが、これらの者が必ずしも個人デ ータの取扱いの管理に関する事項について「必要 な知識と経験」を有しているとは限らないし、ま たその立場からみて、最終的なチェック機関と考 える方が現実的といえよう。
- 12) 学生については、あらかじめアクセスできる情報を限定し、不用意に個人情報を扱わせないよう配慮するとともに、情報セキュリティ等の情報倫理に関する教育を行うことで対処すべきであろう。
- 13) 本章で規定しているのはもっぱら取得の場面であり、後に「目的外利用」の章も置かれているから、章のタイトルとしてはあるいは「個人情報の適正な取得」の方がふさわしいかもしれない。しかし、本章の規定には利用目的喪失の場合の廃棄の義務、利用目的の変更も含まれているから、ここでの「利用」という言葉は利用目的の設定、再定義の場面を意味するものと解しておきたい。
- 14) 国立大学法人に適用される独立行政法人等個人情報保護法は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を「保有」してはならないとする(独行第3条2項)。

- 15) [13、p.168] は、個人情報保護法第16条1項が「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」としているのは、利用目的を達成した個人情報について速やかに廃棄または消去する義務を含むものと解している。これに対し、[2、p.154] は、一般論としては利用目的達成後は速やかに廃棄等を行うことが望ましいが、同項が明文上「取り扱ってはならない」として不作為義務を課すに止まる以上、廃棄等の作為義務を課すことには疑問が残るとする。
- 16) ただし、[2、p.154] が「利用目的の達成とい う概念は、実務的な観点から見たときには、単純 明快なものではないことに注意すべきである」と 指摘するとおり、どの時点で個人情報の利用目的 が達成されたといえるかについては問題である。 特に大学においては成績の問い合わせや卒業後の 証明書発行などの必要から当面利用しない個人情 報についても保存しなければならないという事情 も考えなければならない。[11、pp.123-124] は、 「実務上は、利用目的が一応達成したものと認めら れるが、将来において利用する可能性が残ってい るデータについて、より高度のアクセス制限をか けるなどして日常的に利用するデータと区別して 取り扱うこととなろう」とする。本学では、現在 のところ、学生の卒業時にどのような個人情報が 保存されることになるのかを周知させ、異議のあ る学生について個別に対応することとしているが、 いずれにせよ利用目的の有無を判断する基準を明 確化することが今後の課題であろう。この点で、 総務省の電気通信事業における個人情報保護のガ イドライン第10条が参考になる。
- 17) 個人情報保護法に従って利用目的の公表又は通 知で足りるとした場合には、自己の情報の提供を 行った後で本人が「熟慮の結果気が変わった」な どの理由により利用停止(オプト・アウト)を求 める場合に問題が生ずる。個人情報保護法ではこ のような場合については本人からの利用停止の求 めや苦情によって処理するものとされているよう であるが [4、p.169]、このようなケースでただ ちに事業者に個人情報の利用を停止する義務が生 ずるわけではない [2、p.269]。こうしたトラブ ルを避けるためにも利用目的を明示して、本人の 同意を得ておくことが有用であろう。もっとも、 後に同意を撤回する旨の意思表示がされた場合に も同様の問題が生じる [10、p.63]。この点は契約 の解除、取消しなどとも関係してくる問題である。 個人情報を提供しない場合にはどのような不利益 が生ずることとなるかを十分説明した上でなお同

- 意が得られない場合には取得を諦めざるをえまい。
- 18) JIS Q 15001 (個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項) では、本人から直接書面で取得する場合には、利用目的について本人の同意を要するとしている。
- 19) 個人情報保護法では、書面による直接取得の場合には「あらかじめ利用目的を明示」しなければならないが(法第18条1項)、それ以外の場合には「あらかじめ公表」するか「取得後速やかに通知又は公表」すればよいとされている(同条2項)。
- 20) ただし、本学規程では、これらの個人情報取得 に関する規定については、例外的に本人の同意や 利用目的の通知・公表が不要な場合を定めている (規程第13条)。この例外規定は、個人情報保護法 第18条4項とほぼ同様の内容となっているが、本学 規程は次の二点で異なっている。まず同法18条4 項3号は「国の機関又は公共団体が法令の定める 事務を遂行することに対して協力する必要がある 場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公 表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼす 場合」という例外を定めているが、この規定は一 般には指示する内容が分かりにくいものであり、 また判断の主体が明確ではないので、本学が判断 主体であることを明確にした上で、用語を簡潔な ものに整理した (規程第13条3号)。また、本学規 程では法の定める適用除外に加えて、「すでに同意 を得て利用している個人データの一部ある個人情 報について改めて本人から提供を受ける場合で、 かつ、その利用目的に変更のないとき」を挙げて いる(同条5号)。これは大学では、手続ごとに学 籍番号や氏名を聞くことがあるため、その都度厳 格なルールを適用することが事務処理上の支障と なることを回避するための措置であり、法の枠内 で許されるものと考える。
- 21) ただし、ガイドラインにおける法定代理人(保護者等)が個人情報保護法の解釈として「本人」に包摂されるから同意が可能であるのか、代理人として同意しうるのかについてはなお明らかでない。ガイドラインの解説が「法定代理人(保護者等)」という用語を用いていることからすれば、必ずしも法定代理権を有しない者による同意も想定しているようであり、前者の解釈を取っていると思われるが、そうすると今度はどの範囲の者がどのような理由で本人に包摂しうるかが問われることになる。
- 22) 本人が自己情報のコントロールを判断できる年齢 か否かにより判断すべきとする見解として [2、p.160] がある。また、JIS Q 15001では、本人の同

- 意の定義として「本人が個人情報の取扱いに関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の取扱いについて承諾する意思表示。本人が子ども又は事理を弁識する能力を欠く者である場合は、法定代理人等の同意も得なければならない。」と述べている。なお、未成年者について特別の措置を要しないとする見解として [7、p.118] がある。
- 23) [2、p.159] は、本人の同意が「財産に関する法律行為」であると解することには無理があるとする。少なくとも通常の法定代理とはいえないとする趣旨であろう。ただ、法定代理ではないとすると目的外利用や第三者提供など本人の同意の有無を前提とする利用停止等の求めにおいて法定代理人による請求が認められていることとの関係をどのように理解するかといった問題がでてくるように思われる。この点については後述 IV-2-(9)参照。
- 24) したがって、未成年者が成年に達した時の同意の 再取得の問題は生じないことになる。
- 25) 個人情報保護法では、利用目的の変更や目的外利用、第三者提供などいわば例外的場面でしか本人の同意を要求していないので、ガイドラインのように本人と同視してもそれほど問題はないが、取得の場面で同意を要求する場合には、保証人を本人として扱うことは現実問題として難しいであろう。
- 26) ガイドラインの解説は、個人データの管理につき、教員が担当のクラス以外の個人情報を取り扱う際に個人データ管理責任者等の許可を要することとするなどの例を挙げている [14、p.16]。この表現からすれば、「担当クラス」の生徒等の個人情報については、いちいち許可を要しないと考えているように思われる。ただ、大学においては「担当クラス」という観念がないのが一般的であるので、「具体的な教育活動」という語を使用した。
- 27) 大学における個人データの取扱いにおいて、もっとも問題であるのはおそらく個人情報データいてス等又は個人データの学外への持ち出しについてであろう。教員は、学生作品、答案、成績情報などの個人データを学外に持ち出し、自宅等で作者することがあるからである。これを一切禁止することがあるからであるが、非常勤講師やクラブ顧問等の存在を考えると、一切の持ち出しを禁止することは現実的ではない。したがって、この問題については、各学校の事情に応じてデータの持ち出しに関する方針と対策を講じ、後は人的安全管理措置の問題として対策を図っていくことにあろう[6、p.3]。文部科学省の解説では、「教員が成績表等の個人情報が含まれる資料を学校外に持

- ち出す際に個人データ管理責任者等の許可を得る とともに資料の持ち出し記録を帳簿に記載するよ うにする」ことを示唆している [14、p.16]。
- 28) その具体的な内容は細則又はマニュアルによって 定めることを予定している。

参考文献

- [1] 稲垣隆一編著『個人情報保護法と企業対 応』新版、清文社、2004年
- [2] 岡村久道『個人情報保護法』、商事法務、 2004年
- [3]学園小史編集委員会編『東邦学園80年小史』、東邦学園、2003年
- [4] 久保光太郎『個人情報保護法対策ハンド ブック』、商事法務、2005年
- [5] 個人情報保護基本法制研究会編『Q&A 個人情報保護法』(ジュリストブックス)、 第3版、有斐閣、2005年
- [6] 社団法人私立大学情報協会「教員のための個人情報活用ガイドライン」『大学教育と情報』14巻3号p.2、2006年
- [7] 菅原貴与志『詳解 個人情報保護法と企業法務 収集・取得・利用から管理・開示までの実践的対応策 』、第3版、民事法研究会、2005年
- [8] 鈴木靖・當摩裕子『個人情報保護の実務 と漏洩防止策のすべて』、日本実業出版社、 2005年
- [9] 園部逸夫編・藤原静雄ほか著『個人情報 保護法の解説』、改訂版、ぎょうせい、 2005年
- [10] 多賀谷一照『要説個人情報保護法』、弘文 堂、2005年
- [11] TMI総合法律事務所編『個人情報管理ハンドブック』、商事法務、2005年
- [12] 堀部政男「教員による情報活用と個人情報保護法」『大学教育と情報』14巻1号

p.2、2005年

- [13] 三宅弘・小町谷育子『個人情報保護法逐 条分析と展望』、青林書院、2003年
- [14] 文部科学省大臣官房総務課『「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者講ずべき措置に関する指針」解説』、2006年

〈資料〉東邦学園大学・東邦学園短期大学個人情報保護規程(第1章から第4章まで)

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この規程は、東邦学園大学及び東邦学園短期大学(以下両者を併せて「本学」という。)の保有する個人情報の適切な利用方法及び安全管理のために必要な事項を定めることにより、個人情報に関する個人の権利利益を保護するとともに、本学の業務及び学生に対する教学支援の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。
 - 2 本学における個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という)その他関係法令の定めるもののほか、この規程及びこの規程に基づき個人情報管理委員会が定める個人情報保護細則によるものとする。

(定 義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 学生等 次の各号に該当する者をいう。
 - ① 本学において教育を受けている者
 - ② 本学において教育を受けようとする者
 - ③ 過去に本学において教育を受けた者及び受けようとした者
 - (2) 教職員 本学に勤務する専任の教員及び非常勤講師ならびに職員(役員を含む)のほか、本学の業務に直接にかかわりのある者をいう。
 - (3) 保証人 学生等の親権者、その他学生等の教育に関し責任を有する者をいう。
 - (4) 本人 本学が保有する個人情報によって特定される当該の個人をいう。
 - (5) 第三者 本学及び本学において特定の個人情報を取り扱う権限を認められた教職員ならびに本人以外の者をいう。
 - 2 この規程において、「個人情報」とは、本学が保有する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。
 - 3 この規程において、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるも のをいう。
 - (1) 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、目次や索引を付すなど特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの
 - 4 この規程において、「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
 - 5 この規程において「保有個人データ」とは、本学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去 及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データであって、6か月以上継続して利用 するものをいう。ただし、次の各号に該当するものを除く。
 - (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるもの
 - (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不正な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
 - (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本学の事務処理に著しい支障を来すおそれのあるもの

(適用範囲)

第3条 この規程は、東邦学園大学及び東邦学園短期大学の保有する個人情報について適用する。

第2章 個人情報の安全管理に関する体制

(個人情報管理委員会)

- 第4条 学長の下に関係教職員を構成員とする個人情報管理委員会を置く。
 - 2 個人情報管理委員会は委員長1名及び委員若干名により構成する。委員長は学長が指名し、委員は指名された委員長が必要に応じて選任する。
 - 3 個人情報管理委員会は、本規程に定める事務のほか、必要な規定等の作成等本学における個人情報の適正な利用及び安全管理に関して必要な事務を行う。
 - 4 個人情報管理委員会は、毎年1回、学長に対し本学の個人情報保護体制に関する報告を行わなければならない。ただし、必要がある場合には、随時報告することができる。
 - 5 個人情報管理委員会は、同委員会の策定する計画に従い、教職員及び学生に個人情報の重要性を認識させる とともに、教職員が具体的な個人情報の保護措置に習熟することができるよう、必要な教育及び研修の実施 を指揮するものとする。

(部署管理責任者)

- 第5条 本学の各部署(大学の学部、短期大学の学科、図書館、研究所、各センターを含む。以下同じ)に、個人 情報の取り扱いに関する部署管理責任者1名を置き、各部署の長をもって充てる。
 - 2 部署管理責任者は、個人情報管理委員会の指揮の下、責任を有する各部署において職員に対する教育研修を 実施し、適切な管理体制を構築するとともに、この規程に従った個人情報の適切な利用・管理がなされるよ う監督しなければならない。
 - 3 部署管理責任者は、必要に応じて、各部署において個人情報管理担当者を置き、前項の事務を補佐させることができる。ただし、個人情報管理担当者を置く場合にはその旨を個人情報管理委員会に報告しなければならない。
 - 4 部署管理責任者は、管理責任を有する部署にある個人情報の記録媒体、利用方法、保管方法等、その他個人情報の管理上必要な事項について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認める時は、その結果を個人情報管理委員会に報告し、指示を求めなければならない。

(システム管理責任者)

- 第6条 個人情報管理委員会の下に、システム管理責任者を置く。
 - 2 学長は、情報システムにおける個人情報の保護及び管理に関して必要な知識と経験を持つ者のうちから、1 名以上のシステム管理責任者を選任しなければならない。
 - 3 システム管理責任者は、個人情報管理委員会の指揮・監督の下、本規程第7章に定める情報システムにおける個人情報の保護につき、必要な措置を講じなければならない。
 - 4 システム管理責任者は、必要に応じて、システム管理担当者を置き、前項の事務を補佐させることができる。 ただし、システム管理担当者を置く場合にはその旨を個人情報管理委員会に報告しなければならない。

(教職員・学生等の責務)

- 第7条 教職員は、法及び関連する諸法令の趣旨に則り、本規程及び個人情報保護細則に従って、個人情報を適正 に取り扱わなければならない。また、個人情報の取り扱いに関し、委員会又は部署管理責任者からの指示が なされた場合にはそれに従わなければならない。
 - 2 教職員は、その職務に関して知り得た個人情報の存否及び内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならない。教職員が、その職を退いた後も同様とする。

3 教職員、学生等は個人情報保護の重要性を認識し、本規程の趣旨に従い本学に所属する個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第3章 個人情報の適正な利用

(利用目的の特定)

- **第8条** 個人情報の取扱いに当たっては、できる限り利用の目的(以下「利用目的」という)を特定しなければならない。
 - 2 利用目的のない個人情報は、これを保有してはならず、できる限り速やかに消去しなければならない。

(不正取得の禁止)

- 第9条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
 - 2 間接的に本人の個人情報を取得する場合には、当該個人情報が不正な手段によって取得されたものでないこと及びその提供に関して本人の同意があることを確認しなければならない。
 - 3 個人情報が不正な手段により取得されたことが明らかになった場合には、個人情報管理委員会は直ちにその利用を停止し、当該個人情報を破棄する措置を講じなければならない。

(個人情報の取得)

- 第10条 教職員が業務上個人情報を取得するときは、所属する部署管理責任者の許可を得た上で、利用目的を明確 に特定し、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。
 - 2 本学の教職員が具体的な教育活動を行うために必要な範囲で個人情報を収集する場合には前項の部署管理責任者の許可を要しない。
 - 3 教職員が業務上個人情報を取得するときは、できる限り本人から直接収集するよう努めなければならない。

(書面による直接取得)

- 第11条 本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式そのほか人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下同じ)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、書面の交付又はそれに代わる方法によりあらかじめその利用目的等を本人に明示し、個人情報の取扱いにつき同意を得なければならない。
 - 2 前項の個人情報の取得について、本人が未成年である場合は、同意その他の意思確認については、本人のほか本人の保証人等の同意を得なければならない。ただし、その個人情報が、本人から対面で直接取得されたものであり、かつ、その利用目的が本学教職員の具体的な教育活動に限定されている場合はこの限りでない。
 - 3 第1項に定める利用目的等を明示するための書面の交付又はそれに代わる方法は、個人情報保護細則が別に定めるところによる。

(書面による直接取得以外の方法による個人情報の取得)

- 第12条 教職員が、書面以外の方法によって本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的及び 取扱方法が通知又は公表されている場合を除き、当該教職員は、口頭又は書面で、その利用目的及び当該個 人情報が本規程に従って取り扱われることを明示し、個人情報の取り扱いにつき本人の同意を得なければな らない。
 - 2 間接的に本人の個人情報を取得した場合(個人情報の取り扱いの委託を受けた場合を含む)には、あらかじめその利用目的が通知又は公表されている場合を除いて、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
 - 3 第10条第2項(個人情報の取得)及び第11条第2項の規定(書面による直接取得)は、書面以外の方法によ

る個人情報の取得にこれを準用する。

(適用除外)

第13条 前2条の規定は、以下の各号の場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益 を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3)公的機関から法令に基づく適法な依頼があった場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することが実際的に困難な場合
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- (5) すでに同意を得て利用している個人データの一部である個人情報について改めて本人から提供を受ける場合で、かつ、その利用目的に変更のないとき

(利用目的の変更)

- **第14条** 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超 えて行ってはならない。
 - 2 利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。 ただし、利用目的を変更しようとする個人情報が第11条の定める方法によって取得されたものである場合に は、書面の交付又はそれに代わる方法によって、あらかじめ変更後の利用目的を明示し、利用目的の変更に つき本人の同意を得なければならない。
 - 3 第11条第2項の規定は、前項の通知若しくは公表、又は同意について準用する。

第4章 個人情報データベース等の利用と管理の方法

(個人情報データベース等の作成)

- **第15条** 個人情報データベース等は、それを構成する個人データにつき本人に通知又は公表された利用目的を達成するために必要な限りにおいて作成されなければならない。
 - 2 個人情報データベース等は、具体的な業務の必要がある場合に、担当教職員が部署管理責任者の許可を得て作成又は複製することができる。
 - 3 本学の教職員が具体的な教育活動等を行うために必要な範囲で個人情報データベース等を作成する場合には 前項の部署管理責任者の許可を要しない。

(正確性の確保)

第16条 本学が保有する個人データは、その利用目的の達成に必要な範囲において、できる限り正確かつ最新の内容を保つよう管理されなければならない。

(個人情報データベース等の利用)

- 第17条 個人情報データベース等の利用は、利用権限を有する教職員及びその権限を明確にしたうえで、その利用 目的を達成するために業務の遂行に必要な範囲で当該教職員が部署管理責任者の監督の下で行わなければな らない。
 - 2 部署管理責任者は、前項に定める監督を行うにつき必要な措置を講じなければならない。
 - 3 部署管理責任者は、業務上の必要があり、かつ、個人データの安全管理に支障がないと認める場合には、担 当部署が作成した個人情報データベース等の全部又は一部を利用目的の範囲内において部署外で利用することを許可することができる。ただし、部署外での利用の必要がなくなった場合には速やかに回収しなければ

ならない。

(個人データの管理)

- 第18条 個人データを取り扱う教職員は、部署管理責任者の指示に従い、個人データを定められた場所に保管し、 その個人データの漏洩、紛失、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理に必要な措置を講じなければならない。また、部署管理責任者の許可なく個人データを保有、移動又は複製してはならない。
 - 2 部署管理責任者は、担当部署が保有する個人情報データベース等の保管及び管理に責任を負う。部署管理責任者は、担当部署がいかなる個人情報データベース等を保有しているかにつき随時調査し、部署内における個人データの漏洩、滅失又は毀損、不正アクセス、紛失、改ざんその他の危険を防止するため、その作成、利用、保管ならびに回収等につき安全管理のために必要な措置を担当教職員に指示しなければならない。
 - 3 本学の教職員が第15条第3項の規定に基づき個人情報データベース等を作成した場合には、当該教職員はその作成した個人情報データベース等について自らの責任をもって保管・管理を行い、前項に定める安全管理の措置を講じなければならない。

(台帳等)

- 第19条 個人情報管理委員会は、本学が保有し、継続的に利用する個人情報データベース等につき台帳等を作成し、 その取扱いの状況(利用目的、アクセス権、操作権限、保管場所等)について記録しなければならない。た だし、第2条5項各号に定める保有個人データが含まれる個人情報データベース等についてはこの限りでは ない。
 - 2 個人情報管理委員会は、前項に定める台帳等を管理し、記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該台帳等を修正するものとする。
 - 3 部署管理責任者及び教職員は、新たに継続的に利用する個人情報データベース等を作成した場合には、速やかにその旨を個人情報管理委員会に報告し、台帳等への記入を求めなければならない。
 - 4 個人情報管理委員会は、各部署及び教職員が有する個人情報及び個人情報データベース等について、各部署管理責任者及び教職員に対し、その保有の有無及び安全管理の状況について報告を求め又は必要な調査を行うことができる。

(個人データ及び個人情報データベース等の廃棄)

- **第20条** 利用又は保管の必要のなくなった個人データ又は個人情報データベース等は速やかに廃棄されなければならない。
 - 2 個人データ又は個人情報データベース等の廃棄に当たっては、教職員は個人データの漏洩が生じないよう確 実な廃棄方法を採らなければならない。また、台帳に記載された個人情報データベース等を廃棄したときは、 個人情報管理委員会にその旨を報告しなければならない。
 - 3 部署管理責任者は、部署内の個人データ又は個人情報データベース等の廃棄に関し、個人データの復元又は判読が不可能となる方法により確実に廃棄されるよう必要な措置を講じなければならない。
 - 4 教職員は、業務上利用した個人データが含まれる可能性がある媒体については、たとえそれが個人的に所有するものである場合でも、個人データの漏洩が生じないよう確実な廃棄方法をとらなければならない。

(以下次号)